

基準案についての部会委員からのご意見

【 1 . 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案について】

家庭的保育事業や小規模保育C型については、保育従事者に保育士の資格が求められていないが、不安要素はないか。

家庭的保育事業やグループ型が今もこの基準であると思うが、小規模のB型は有資格者を半分でよいとしている。できるだけ100%有資格者であることが望ましいのではないか。世田谷区は思い切ってB型を作らないといったことはできるのか。

保育士100%でない事業があってもよいと思う。それよりも、今、必要とされているスキルを持っているかが重要で、そのために研修を体系的に行うことが必要なのではないか。

B型の保育士以外の規定が必要な研修を実施することのみである。配置基準ぎりぎりの施設では、無資格者がほとんどの時間帯ができる不安がある。また、1、2歳の1:6というのは保育士であっても厳しく、半数以上というのは年次クラスごとに達成することを条件とするか。

小規模B型は、無資格者を保育従事者の半分まで認めるなどリスクが高い。保育従事者にはなるべく有資格者を充てられるように区として支援し、インセンティブを設けるべき。

保育士の人員の配置・責任に関する規定について議論が必要で、同事業者の別部門（例えばベビーシッター部門）の担当が保育部門の応援をして人員をやりくりしたり、研修という名目で人員をやりくりしたりしている実態があり、その配置や責任についての規定が必要でないか。

小規模等あらたな事業では、多様な個人・法人の新規参入が考えられ、海外では負債の状況なども確認しているが、これは確認できるのか。

【 2 . 特定教育・保育施設及び特定地域型事業の運営に関する基準案について】

2 - 1 . 利用開始に伴う基準について

保育の必要性を認められた子どもの施設利用に関しては、認定こども園・保育所にかかわらず区が一括して申込みを受け付けるが、事業者の間でも誤解があるようで周知徹底が必要。

利用申請を区で受ける2号・3号では起こりにくいですが、1号では応諾義務違反があっても利用者の泣き寝入りになる可能性がある。区に利用者からの苦情の受付窓口を設け、応諾義務違反をチェックすべき。違反に対し、指導しても改善しない場合は、「確認」を取消すことも必要。

2 - 2 . 教育・保育の提供に伴う基準について

「幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供」をどのように確認するのか。指導計画などを提出させるのか。偏った保育内容になっている施設（戸外遊びをほとんどしない、子ども同士のかかわり遊びの時間がほとんどないなど）は、「確認」しないことも必要。

保育指針には本当に基本的なことしか書いていない。研修などにより質の向上を図るのであれば、多様性を認めながらも、きちんと体系化してステップアップが図れる研修をするべき。

利用者負担の「上乗せ徴収」は、本来、児童福祉施設ではあってはならないものではないか。国は、公立と社会福祉法人立以外の施設に「上乗せ徴収」を認めたが、区では、児童福祉施設

である保育所と幼保連携型認定こども園については、「上乗せ徴収」を認めないようにすべき。

幼保連携型認定こども園では保育を必要とする子ども数の問題もあり、「上乗せ徴収を認めない」というのは難しいのではないか。

2 - 3 . 管理・運営等に関する基準について

家庭的保育については、ネットワーク化、分園等の形態により、利用する子どもが他の子どもとかかわる機会を保障することが必要で、保育者が休める権利を保障することにもつながる。

地域の防災組織に事業者に入ってもらい、地域の方と一緒に防災を考える機会を持つべき。

会計処理について、運営主体の種類を問わず、必ず施設ごとの会計が開示されるべきであり、「確認」や指導監査の対象とすべき。区基準により、施設ごとの児童処遇費率や人件費率が一定比率以下の場合には、特別な事情がない限り「確認」しないという決め方もありではないか。

給付を受けた施設のお金の流れ、運営費の流れ、必ず明確に開示するというような規定を入れるべき。そこを明確にしておいて、確認の取り消しもあるということを入れておくべき。

お金の流れについて、給付となると用途制限がないため、研修の費用として給付に算定されても実際に使われるかは分からない。研修の中身・内容についてもチェックしていくためには、報告・モニタリングが必要で、そのためにはエンパワメントをつける必要がある。

「評価」という観点を必ず入れるべき。評価によって、風通しの良い施設運営や、その地域あるいは区民の気持ちも風通しよくできるようなものにしていただきたい。

質を担保するために保護者の視点が必要。保護者が園をチェックするためのガイドブックがあり、それを基に親が保育の質を評価し、チェックしていく。親が参加する運営委員会がある園では、そこでこういった話が出る。

事業者、行政、保護者の日常的な関わり合いの中で高めていける部分もあると思うが、第三者の目も有用。第三者評価は努力義務となっているが、例えば第三者評価を実施して一定以上の評価の施設にインセンティブを与えるなどはできないか。

保育の質の確保のために何を行えるか。監査で行う評価基準だけではなく、子どもの育ちなどに対して評価するために、どういう項目を設けたらよいか考えるべき。

第三者評価については義務づけしてもよいのではないか。実施機関もいろいろなところがあり、全体的なレベルアップにつながる。

評価機関も様々あるが、子育てサポーター評価員といったような地域で評価するような仕組みがあってもよいのではないか。

教育センターはあっても保育センターはない。保育士、従事者全体が底上げされるためには、全体を育成するためにリーダーシップを発揮できる人材の育成と育成のために場が必要である。

研修のあり方を検証・総括し、研修がより大きな役割を果たすようにしなければならない。

研修については、特に外部で受ける研修を保育者に保障すべき。また、保育者の働きやすい運営や年休等もしっかりとれる状況を創ることが質の向上とっても重要。

保育者等の安全性について、海外では、ボランティアも含め、保育者・教員などに性犯罪歴のチェックなどが義務付けられているところが多く、こうしたチェックが必要ではないか。

運営規定の策定・掲示に関し、「情報公表」で挙げられた項目全てを記載させるべき。

個人情報保護においては、過剰にならないように、保護者の合意のもとで園での写真撮影、園だよりの氏名掲載、名簿作成などは可とする注釈が必要ではないか。

事故発生時の調査委員会設置、報告に関する規定が必要

サービスが非常に多様化・多元化する中、保育の具体的な質をきちんと表現すると同時に、そこで人権侵害が起こり得るので、人権に対する基本的な配慮についてきちんとした記載が必要。

災害というものに対してどういうふうを考えておくかということも非常に重要な視点。

保育所における親の参画について、地域運営学校の考え方を、保育園等においても取り入れるべき。学校と同じように、すべての公立保育所に保育所運営委員会を設置し、親、地域の意見を運営に反映させる仕組みを入れるとともに、親の意見を集約し、運営委員会に送る親代表を選ぶ組織として、すべての親がメンバーとなる親の会を設置できないか。

できれば他のすべての給付施設・事業者にも、運営委員会、親の会の設置を義務付け、施設側に、親同士の交流促進、親の保育参加の保障、親の権利の明記、地域運営保育所としてのルールや親の権利・義務などについて文書化したハンドブックを備えることを求める。

2 - 4 . 情報公表の取扱いについて

情報公表は、質の確保のために実効性のある施策であり、開示内容が、区民が利用しやすい形で公表されること、特に、その施設の利用者に積極的に目に入る形で公表されることが必要。

情報公表の内容について

- ・ 職員の状況：「免許の有無」「資格・免許の有無」とすべき。
- ・ 職員 1 人当たりの子ども数：クラス別に明示すべき。
- ・ 事故発生時の対応：損害保険等の名称・内容
- ・ 保護者会等の実施状況：「保護者会」は父母会と混同される場合があるので、定義を明確に。「保護者（懇談）会、個人面談、保育参加（参観）等の実施状況」としてはどうか。
- ・ 「過去 10 年間の重大事故」も加えるべきではないか。食中毒、後遺症が残る大けが、死亡事故等あれば必ず記載することとし、事後に適切な防止策がとられているか含めて公表すべき。

研修の内容まで報告させてないので、何を具体化させるための研修なのか、今のままでは分からず、公表させるべきでないか。

お金の流れや用途を公開すべき。保育に直接必要なものに使われていることが確認できるようにすべきで、外部委員として会計士などに入ってもらった方が良いのではないか。

【 3 . 就学前子どもの教育・保育に係る支給認定に関する基準案について】

○保育の必要量に関しては、優先利用の中に、「所得」を考慮する項目を入れるべき。就労理由は様々だが、「家計」のために働かざるを得ない状況にある方が優先される基準とすべき。

○保育の必要量の認定の中で、「就労」に関してはチェックの精度を高めるべき。

○5歳児退園ルールに関しては、撤廃すべき。実際に施行された事例がないとのことだが、このルールがあるがために本来希望していない就労形態を選んでいる方が存在する。多様な働き方を認めていこうとする社会の流れと逆行である。また、子どもの育ちという面でも、親の就労の結果として年長クラスでの退園というのは、精神的にも影響が大きい。

○婚姻歴がない一人親家庭に対しても保育料に関して優遇措置をすべきでないか。

優先利用について、生活保護受給者があげられているが、生活保護ラインぎりぎりの家庭をはじめ、低所得者など社会的・経済的に不安定な層への優先を設けなくてよいか。

保育の必要性が下限ギリギリの人も一時預かりでなく、必要なだけ保育を利用できるよう1つの枠を2人で分け合うような仕組みも考えられないか。

【 4 . 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について】

施設・設備について、国基準の専用室・専用スペースの一人当たり1.65㎡は保育所の幼児よりも狭いので、もっと広くすべき。

国の報告に、放課後子ども教室等と「連携し一体的に実施されている場合でも、放課後児童クラブが『適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る』事業であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の生活の場であることに鑑みた運用上の配慮が必要」と記載があることから、BOP事業との関係においても、新BOP学童クラブ児に配慮することが必要。

大規模化への対応として、各学校に一つでは、放課後の居場所として落ち着いた環境にはならず、学校外にも小規模のものを設置する方向も検討すべき。児童館に学童クラブを復活させる、学童保育ママ（家庭で数人の子どもを預かる）、公園に小屋を立てて学童保育機能を備えるなど、多様な選択肢を保障していく方向で検討すべき。BOPの評価を行ったうえで、今後の整備の方針を示す必要がある。

運営主体として、公設民営で、父母会や地域協議会などで運営する方法、学校運営委員会が運営する方法も検討すべき。海外では学童保育も学校が運営し、学校長が学童保育の責任者というケースが多く、学校運営の一部に学童保育が含まれ、外部評価もあわせて評価されている。

全区立小学校が地域運営学校であることを考えれば、学校運営委員会の方針に沿って、学校協議会が学童保育の運営主体となるという方法も検討すべきではないか。それにより、学校と学童保育の関係、BOPと学童保育の関係、学童保育と地域との関係が、大きく改善されるはず。

少なくとも、学童保育の運営に親の意見が反映できるよう、親の会の設置と運営委員会の設置を義務付けるべき。あわせて、保育所と同じように、親の参画を促進すること、親がいつでも学童に行ってよいこと、ハンドブックを備えることなど、親の権利の文書化・明確化が必要。

保育は様々な施設種類に応じた基準を設けているのに対し、放課後健全育成事業は1基準し

かない。現在新BOP学童クラブとして区で運営しているが、民間でも類似の事業があり、これらについての基準や指導・監督が何もなくてよいのか。

定員を設けるかが大きな課題だが、学校という場所を提供しているということは子どもにとって良いこと。狭さの問題はあるが、子どもは場所があれば広がっていく力を持っている。

民間の活用は手法の一つではあるが、塾なども併設されており、放課後健全育成事業として、どこまで公的な費用負担をするかはよく考える必要がある。

現在、区で一人親家庭に対して学習支援の場を設けているが、低所得者への対応も課題であり、放課後の居場所という広い問題として捉える必要がある。

塾などとは考え方は異なり、遊び・体験・文化を親自身が考え、世田谷らしい子育てのためにそういうものを育てる。そのために、地域の方達に力をつけてもらう必要があり、新しい手法や行政の指導・支援が必要。

親・保護者同士の助け合いグループで出来ることも多い。ただし、これを作るという作業には大変な労力が必要で、作ることに對する行政の支援が必要ではないか。

【5. その他全般事項等】

子どもの置かれている家庭は多様化しており、様々な子育ての障害となる悩みを、問題が深刻化する前に対応したり、支援につなげたりするしくみが必要であり、子育てひろば・サロンに、そうした機能を盛り込むことを検討してはどうか。

「利用者支援」のニーズ把握は困難であるが、市民参画型の利用者支援の設計にむけて議論を進めるべき。

世田谷で子育てをしている、あるいは子どもたちが育っている、この子どもたちの育ちだとか、子育てとかという、こういう世田谷らしさをきちんと表現できるようなものが必要。

育児と仕事の両立は時間的にも体力的にも非常に困難であり、乳幼児を抱える就労中の母親のワークライフバランスが保てるような体制が必要。

母親の就労時間が長くなることで、子どもが保育園に滞在する時間が長くなる。安住の場所であるはずの家庭でゆっくり過ごし、母親や家族とのふれあいの時間を十分にもてない子どもの健全な育ちに不安を持つ。

○配慮を要する子どもや要保護世帯の子どもの支援・保育はどのように計画に反映するのか。

地域との関わりが薄くなりがちな子育て世代や、高齢の単独世帯が多い状況にあるなか、災害時等に突然連携が出来るとは想像しにくい。またサービス提供者同士の連携も十分ではない。そこで、各々が『連携をはかる』の必要性をはっきりと意識できるような文言を入れるべき。サービス提供者間同士、互いにサービスの理解を深め、連携出来ること、そして区民も日頃から意識を高めることが理想で、特に災害時等には、迅速に学校や病院やその他施設等が網羅的に連携を図れることが重要。

情報提供は単にソフトやタブレット開発でなく、人と人がつながるための情報提供が必要

保護者が、保育施設に出向いて毎月保育料を専用電子カードで決済する仕組みを取入れ、決済のたびに、自己負担の額と、施設への公的補助の額を確認できるような仕組みはできないか。親が、保育所がどれだけのお金をかけて運営されているかを実感できるため、「これだけお金をかけているのだから、もっと質が改善できるのではないか」という意識が生まれ、保育所に対するチェックが厳しくなったり、「これだけしかお金がないのなら、ボランティアで手伝おうか」という気持ちが生まれる可能性もある。施設も利用者がカード決済してはじめて補助金が出る仕組みとすれば、利用者の意向に配慮しようという気持ちが生まれる。こうしたことで親と施設のコミュニケーションが深まり、保育の質も高まる。

また、親が保育料に公的補助を受けていることも実感できる。公費がどれだけ投入されているかを保護者に知ってもらうことは、保育の質への関心を高めるという意味でも、公費の有効活用という点でも、意義がある。

子ども・子育て支援法は本来、子どものためのはずなのに、親の働く時間による預け先の確保など親のための法律になっており、子どもの権利という観点が抜けている。子どもの人権、子どもの権利を、ちゃんと鑑みたものにするということを入れていただきたい。

子育て支援の様々な取組みや、様々な教育・保育施設、これらが本当に多元化して、多様な場があり、人がいる中で、ネットワーク、特につなぐ人の存在がますます重要になる。その地域の保育士、地域の幼稚園教諭として、もっと地域とのつながりを持ち、地域全体を見渡ししながら、その専門性をどう生かしていくかという観点が足りない。幼稚園や保育園の中において、地域も含めて何か担えるかということ意識できる保育士・幼稚園教諭を育成すべき。現在、幼稚園教諭、保育士、両方の資格保有者が8割以上いる中で、その専門性がもっと地域に還元されていくような手立て・仕組みも今後構築していかなければならない。

保育ネットのリニューアルなどで事業者が地域と連携し、競争ではなく協働のしくみができれば、2歳卒園児の連携などもスムーズに運ぶのではないか。事業参入の入口規制をしない代わりに、ネットワークに入ることを条件にするといった方法もあるのではないか。

基準を作って、守らない、できなかった時の処分などについて規定するべき。

指導・監督の権限が強化されることは間違いないだろうが、誰が何をできるかということは明確にしておいたほうが良い。

0歳の保育ニーズは高いが、一方で育児休業をきちんと1年とりたいというニーズもあり、企業も含めた社会全体の転換で対応すべき問題。となると1歳で確実に入れることが重要で、1歳児枠を増やすことが重要。

0歳を預からない1歳以上の園をつくったり、新設園で埋まらない4、5歳の枠に1、2歳を入れたり利用定員の設定については融通の利くものにすべきではないか。

子どもの権利を守るべき視点を大切にしなければならない。こども園や保育所に入った後で働き方を変える親もいるというような話も耳にするが、本当に必要な人に、必要なだけの保育が提供できる仕組みを考えることが肝要。